

都議会議員後藤雄一君の調査活動等に関する

調査特別委員会 中間報告書（案）

本委員会は、平成18年3月30日に設置され、都議会議員後藤雄一君の調査活動等の具体的事例を検証し、もって、議員の品位保持と調査活動のあり方等について調査・検討してきたところですが、これまでの調査経過について別紙のとおり中間報告いたします。

平成21年6月2日

都議会議員後藤雄一君の調査活動等に関する調査特別委員長

服部 ゆくお

東京都議会議長

比留間 敏夫 殿

## 1 本委員会の設置

### (1) 設置の経過

本委員会は、東京都議会として、都議会議員後藤雄一君の調査活動等の具体的事例を検証し、もって、議員の品位保持と調査活動のあり方等について調査・検討することを目的として、平成18年3月30日の平成18年第一回定例会本会議において、遠藤 守君外71名の動議により、下記の要綱のとおり設置された。

#### 記

都議会議員後藤雄一君の調査活動等に関する調査特別委員会設置要綱

- 1 名称 都議会議員後藤雄一君の調査活動等に関する調査特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び東京都議会委員会条例第4条による。
- 3 目的 都議会議員後藤雄一君の調査活動等の具体的事例を検証し、もって、議員の品位保持と調査活動のあり方等について調査・検討する。
- 4 委員会の組織 委員の定数は、16名とし、委員長1名、副委員長3名及び理事3名を置く。

### (2) 委員及び役員

ア 議長は、平成18年3月30日の本会議に諮り、次のとおり委員を指名した。

谷村 孝彦君 野島 善司君  
服部ゆくお君 大西由紀子君  
西岡真一郎君 秋田 一郎君  
きたしろ勝彦君 高島なおき君  
増子 博樹君 古館 和憲君  
ともし春久君 川井しげお君  
酒井 大史君 曾根はじめ君  
中嶋 義雄君 相川 博君

イ 平成18年3月30日の委員会において、次のとおり委員長、副委員長及び理事が互選された。

委員長 服部ゆくお君  
副委員長 川井しげお君  
副委員長 中嶋 義雄君  
副委員長 相川 博君  
理事 高島なおき君  
理事 ともし春久君  
理事 酒井 大史君

ウ 議長は次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成18年9月20日の平成18年第三回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成18年9月5日付け

○辞任 相川 博君  
酒井 大史君  
西岡真一郎君  
増子 博樹君

○選任 土屋たかゆき君  
大西さとる君  
吉田康一郎君  
小沢 昌也君

エ 平成18年9月8日の委員会において、欠員となった副委員長1名及び理事1名が次のとおり互選された。

副委員長 土屋たかゆき君  
理 事 大西さとる君

オ 議長は次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成18年12月1日の平成18年第四回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成18年10月6日付け

○辞任 中嶋 義雄君  
○選任 東野 秀平君

カ 平成18年10月13日の委員会において、欠員となった副委員長1名が次のとおり互選された。

副委員長 東野 秀平君

キ 議長は次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成19年2月7日の平成19年第一回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成19年1月26日付け

○辞任 東野 秀平君  
○選任 橘 正剛君

ク 平成19年1月29日の委員会において、欠員となった副委員長1名及び副委員長就任に伴い欠員となった理事1名が次のとおり互選された。

副委員長 ともとし春久君  
理 事 谷村 孝彦君

ケ 議長は次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成19年9月19日の平成19年第三回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成19年8月21日付け

○辞任 小沢 昌也君  
○選任 大津 浩子君

平成19年8月30日付け

○辞任 吉田康一郎君  
○選任 いのつめまさみ君

## 2 調査・検討の状況

本委員会は、20回の委員会及び10回の理事会の開催並びに1回の視察を実施し、次のとおり調査・検討を行った。

年 月 日	委員会及び理事会の調査事項	
	委 員 会	理 事 会
平成18年 3月30日(木)	委員長、副委員長及び理事の互選	
5月19日(金)		1 運営要領について 2 今後の委員会日程について 3 その他
5月26日(金)	報告事項(説明) (1) 総務委員会における不適切発言について (2) 府中病院への立入調査について (3) 本会議一般質問における検事調書の引用について	1 本日の委員会運営について 2 今後の委員会日程について 3 その他
6月14日(水)	閉会中の継続調査について	
7月31日(月)	報告事項(質疑) (1) 総務委員会における不適切発言について (2) 府中病院への立入調査について (3) 本会議一般質問における検事調書の引用について	1 本日の委員会運営について 2 その他
9月8日(金)	副委員長及び理事の互選	
9月8日(金)	視察(都立府中病院)	
9月27日(水)	閉会中の継続審査について	1 閉会中の継続調査について 2 今後の日程について 3 その他
10月13日(金)	1 副委員長の互選 2 参考人に対する質疑 [参考人] 細野 友希 君 (元府中病院事務局長) 3 報告事項(質疑) (1) 総務委員会における不適切発言について	1 本日の委員会運営について 2 その他

	(2) 府中病院への立入調査について (3) 本会議一般質問における検事調書の引用について	
11月13日(月)	参考人に対する質疑 〔参考人〕後藤 雄一 君 (都議会議員) 欠席	1 本日の委員会運営について 2 その他
12月8日(金)	閉会中の継続調査について	
12月18日(月)	参考人に対する質疑 〔参考人〕後藤 雄一 君 (都議会議員) 欠席	1 本日の委員会運営について 2 その他
平成19年 1月29日(月)	1 副委員長及び理事の互選 2 参考人に対する質疑 〔参考人〕後藤 雄一 君 (都議会議員) 欠席	1 本日の委員会運営について 2 会期中の委員会日程について 3 その他
2月16日(金)	閉会中の継続調査について	
6月20日(水)	閉会中の継続調査について	
9月7日(金)	参考人に対する質疑 〔参考人〕後藤 雄一 君 (都議会議員) 欠席	1 本日の委員会運営について 2 その他
9月27日(木)	閉会中の継続調査について	
12月12日(水)	閉会中の継続調査について	
平成20年 2月27日(水)	閉会中の継続調査について	
6月18日(水)	閉会中の継続調査について	
9月26日(金)	閉会中の継続調査について	
12月10日(水)	閉会中の継続調査について	
平成21年 2月25日(水)	閉会中の継続調査について	
6月2日(火)	1 委員会調査報告(中間報告書)について 2 閉会中の継続調査について	1 本日の委員会運営について 2 委員会中間報告について

### 3 調査・検討の概要

本委員会は、平成18年3月30日に設置された後、3年3か月にわたり、精力的に調査・検討を行った。

具体的事例の検証として、①平成17年10月25日の総務委員会における不適切発言、②平成16年3月19日の府中病院への立入調査、③平成14年12月11日の本会議一般質問における検事調書引用について理事者から報告を受け、一括して質疑を行った。

また、府中病院への立入調査については、現場検証のため、府中病院を視察するとともに、立入調査の際に府中病院側で対応に当たった当時の事務局長を参考人として招致し、事実確認・質疑を行った。

そして、具体的事例を検証する上で、双方からの意見を聴取することが重要であることから、後藤議員を参考人として招致することを全会一致で決定し、後藤議員に出席を依頼したが欠席であった。その後3回にわたり、双方からの意見聴取の重要性にかんがみ、起立多数の決定によって、後藤議員に対し、参考人としての出席を依頼したが、いずれも欠席であった。

本委員会における調査・検討の具体的な内容は、次のとおりである。

#### (1) 具体的事例の報告（理事者説明）

##### ア 平成17年10月25日の総務委員会における不適切発言について

不適切発言は、平成17年10月25日の総務委員会において、監査事務局が所管する事務事業に対する後藤議員の質疑の中で行われたものである。

後藤議員は、島しょ地域の工事に関して質疑し、式根島の例を挙げて、「監査やっているのかよ、監査やっているんだったら、担当者までぐるになっているのか」という趣旨の発言をしたことなど後藤議員の発言の状況や経緯が報告された。

##### イ 平成16年3月19日の府中病院への立入調査について

後藤議員の立入調査は、平成16年3月19日に、事前に予告することなく、また府中病院の受付に訪問を告げることなく、同病院の検査科で行われたものである。

立入り当日の状況は、後藤議員の立入りについて文書で行われた知事の申入れ及び病院経営本部長の抗議並びに報道機関への公表が違法であるとして、都に対し同議員が謝罪広告の掲載等を求めた裁判において、東京地方裁判所が判決の中で認定した事実に基づき報告された。また、立入りがなされた後の都の対応、立入り及びその後の対応をめぐって行われた訴訟の経過についても、具体的に報告がされた。

なお、東京地方裁判所は、後藤議員の請求を棄却した。判決後、所定の期日まで同議員が控訴しなかったことから、この判決は既に確定している。

##### ウ 平成14年12月11日の本会議一般質問における検事調書引用について

検事調書引用は、平成14年12月11日の第四回定例会において、社会福祉法人西原樹林会に関する補助金適正化法違反事件に関する後藤議員の一般質問で行われたものである。

この後藤議員の質問に対する答弁で、当時の所管局長は、本来、検事調書を弁護士以外の者が持ち得ないこと、また、弁護士は目的以外の使い方をしてはならないという認識を示している。

また、翌日の総務委員会において、検事調書の取扱いについて、法律的地からの報告・質疑が行われており、その内容等が報告された。

## (2) 具体的事例の報告（質疑）

地方自治法に定める議会の調査権、常任委員会の調査権及び議員の調査研究について確認の後、質疑を行った。

### ア 平成17年10月25日の総務委員会における不適切発言について

総務委員会における不適切発言については、監査の理念や目的、監査の手順、監査の実施件数と実績、監査の指摘とその事例、取組や工夫などを確認した。

また、不適切発言の背景等を明らかにするため、工事案件の技術面からの監査手法、島しょ部の監査、ぐる発言の対象についての具体的な指摘の有無などについて質疑が行われた。

### イ 平成16年3月19日の府中病院への立入調査について

府中病院への立入調査については、受診以外で病院を訪れる際の手続、検査科の業務内容、議員個人の視察の受入れ、威力業務妨害罪などについて幅広く確認するとともに、後藤議員の検査科の立入状況とその場での行動、病院業務への影響、都議会による調査活動という病院側の認識、後藤議員が公表したレポート及びホームページなどについて質疑した。

また、今後に向けて、病院長、事務局長等の権限の明確化などについて議論するとともに、違法行為に当たるかどうかは司法の場にゆだねるべき問題であるなどの意見が表明された。

### ウ 平成14年12月11日の本会議一般質問における検事調書引用について

後藤議員が都議会本会議で引用した検事調書の秘密性については、検事調書の所持・保管、検事調書の閲覧・謄写、検事調書の写しの第三者への提供などについて活発に質疑し確認した。

また、検事調書を不当に明らかにした場合の刑事責任、検事調書の中身を明らかにして、他人の名誉を毀損した場合の刑事責任などについて質疑が行われた。

## (3) 参考人招致（元府中病院事務局長 細野 友希君）

冒頭、委員長から、参考人の氏名、後藤議員の平成16年3月19日の府中病院への立入調査時点での職・所掌事務・役割、管理運営に関する責任ある立場との認識、病院経営本部が提出した当時の状況が記載された資料の真偽などの事実確認が行われた。

参考人には、外部からの侵入者に対するセキュリティー対策、勤務時間内の飲酒行為、院内の写真撮影などの通常取組や手続、対応として一般の人と都議会議員の比較などについて事実確認をした。

また、確認した事項も含めて、検査科に到着した際の現場の様子、院内での飲酒によるトラブルや苦情の状況、建造物侵入罪等の法律問題、患者等のプライバシー保護、内部告発の信憑性に対する認識、対応時における心理状況などについて質疑を行った。

さらに、後藤議員の立入り後の状況として、検査科における検査業務や医療・診療業務全体への影響、ホームページの公表内容、公表後の問い合わせや苦情、職員への心理的な影響、再発防止策、法的な対応、指摘された点に対する認識などについて議論が行われた。

参考人への質疑の終了後、執行機関に対して、指摘された点の改善等に関する質疑が行われたほか、法的な対応についての意見が表明された。

#### (4) 参考人質疑（都議会議員 後藤 雄一君）

後藤議員を参考人として招致することを全会一致で決定し、委員長から議長に出席要請書を送付し、議長から後藤議員に依頼書を送付した。後藤議員からは、「都合により欠席させていただきます」との返事であった。

双方の意見を聴くことが委員会として必要であるなどの意見が表明され、起立多数の決定によって、本人の都合を確認することとし、再度、参考人としての出席を依頼した。後藤議員からは、「府中病院より刑事告発されており、司法の場で事実を述べるため」との理由で欠席となった。病院経営本部からは、府中病院長が後藤議員を刑事告発するに至った経過について説明があった。

また、府中病院への立入調査の件とともに、他の調査事項もあることなどの意見が表明され、起立多数の決定によって、3回目の参考人としての出席を依頼した。後藤議員からは、「①総務委員会理事会で、発言について謝罪し削除を求めていること、②府中病院より刑事告発されていること、③検察官調書については、現職議員が記載されている部分を提出します」との理由で欠席となった。なお、欠席通知に添付された検事調書の写しについては、出所、由来、内容の信用性に疑義があり、かつ、内容に個人の名誉を傷つけるおそれがあるとの判断から、委員長の権限で配布しないこととした。

真偽の定かでない検事調書の写しの添付についての疑問点などが意見表明され、起立多数の決定により、4回目の参考人としての出席を依頼した。後藤議員からは、「府中病院の調査に関し、東京都を被告として東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しており、事件の審理中ですので、当方が委員会において意見を発言することはできません」との理由で欠席となった。